

平成 26 年度診療報酬改定における画像診断管理加算に関する施設基準変更について

一般社団法人 遠隔画像診断サービス連合会

理事長 石垣 武男

平成 26 年度診療報酬改定において画像診断管理加算の施設基準変更に強い懸念を示します。

そもそも本件は第 264 回中医協（平成 25 年 12 月 11 日開催）の議題「総-2 個別事項（その 6：明細書の発行、技術的事項）について」のなかで画像診断管理加算に関する課題と論点として提起されたものと認識しています。

対象とされた“画像診断管理加算 2”は該当施設の常勤放射線科医が全ての画像診断検査に関して“画像診断管理^{注*}”を行い、その保証として翌診療日以内にその検査の読影結果が報告されることとされています。

したがって、画像診断管理の保証を外部の医療機関や遠隔画像診断サービス事業者に委託して加算を算定することは、本会としても慎むべきと考えております。

ところが実際通知された施設基準では、画像診断管理加算 1 まで「外部に委託していないこと」が要件として加えられていました。画像診断管理加算 1 は画像診断の物理的な要件（数量や報告速度）を規定するものではなく、放射線診断専門医の絶対数が少ない中で常勤専門医を確保していることを主に評価するものと認識しています。画像診断管理加算 1 を請求している施設では少ない常勤放射線科医が可能な限りの画像診断管理を行いつつ読影報告を行い、数量的に不可能であったり、専門外の読影を外部に委託してきました。

本改定により、外部委託が困難になることはこれらの施設の医療の質の低下を招くものと強く懸念しております。

本会は社会からの遠隔画像診断サービスに対する質的な向上の期待に応えるべく設立されました。これからも、本会は会員事業者により高い質の画像診断を提供するよう求め、環境を整備することを目標に活動を展開してゆきたいと存じます。

関係各位におかれましては、遠隔画像診断サービスがこれまで 20 数余年にわたって、本邦の医療の質の向上に寄与してきた実績をご勘案の上、本会の診療報酬にかかわる活動にご理解を頂戴できますよう、お願い申し上げます。

なお、本会では診療報酬改定の通知「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(保医発 0305 第 2 号) が発せられた直後の平成 26 年 3 月 24 日に厚生労働大臣政務官宛に**別掲の要望書**を提出いたしました。

要望事項

画像診断管理加算 1 の施設基準において

(別添)「(4) 当該保険医療機関以外の施設に読影又は診断を委託していないこと。」の削除を強く要望致します。

注：日本放射線専門医会・医会では“画像診断管理”を下記の内容であると定義しています。

医療被ばく管理
画像診断リスクマネジメント
プロトコール（撮影法）管理
画像診断報告書作成

http://www.jcr.or.jp/Medical_fee/contentsB.html